

Tax と Paper

名城大学法学部教授 伊川 正樹

「この世で確かなもの、それは死と税だ。」(In this world nothing can be said to be certain, except death and taxes.)というのは、ベンジャミン・フランクリンの言葉である。人間にとって死を避けられないことは自然の摂理であり、また国家という枠組みの中で税が不可避の存在であることは、法律学を含む社会科学における前提であるといつてよい。死は誰にでも(時期はともかく)公平に訪れるのに対し、税も公平に課されるべきであるが、その実現は人類にとっての永遠の課題といつてよいだろう。とりわけ税は、人間社会における種々の営みを対象とするものであるため、その回避は死よりも容易であろう。

為政者は財源の調達のためにさまざまな形で人民に税負担を求めてきた。それに対して、民衆は税を免れるために幾多の抵抗を行ってきた。江戸時代に家の間口の広さに応じた間口税が導入された際、当時の町人たちが間口を狭くし奥に細長い家を建てて税負担を軽減したことは有名な一例であり、古い街並みにその名残を見つけることができる。こうした例からもわかるように、税の歴史は、課税主体である国家権力と課税客体である納税者側とのせめぎ合いの歴史でもある。そして昨今では、世界中の資産家がタックス・ヘイブンにペーパー・カンパニーを設立して資産を移転するという国境を越えた課税逃れが行われている。税が国家を前提とするものである以上、国家の枠組みを越えて行われる課税逃れに対しては、各国とも従来とは異なる対応策を模索している。しかし、タックス・ヘイブンには情報を外部に開示しない秘密保持法制があるため、有効な対策をとることが困難である(志賀櫻『タックス・ヘイブン—逃げていく税金』(岩波新書、2013年))。そうであるがゆえに、こうした事実の一部が昨年、パナマ文書(The Panama Papers)やパラダイス文書(The Paradise Papers)によって明らかにされたことは、世界中に大きな衝撃を与えている。

Paperという語には、「名目上、形式上の」という意味がある。その意味で用いられているのが“paper company”である。「紙のように薄く、もろい」という語義と共通しており、実体が伴わない象徴として用いられている。同時にこの語は、「書類」「証明書」「新聞」「論文」という意味も持ち合わせている。この語義でとらえた場合、paperは、そこに記されている内容に実体や専門性が備わっているものと理解され、むしろ重要度が高まることになる。ハーバード・ロースクール生の熾烈な競争を描いた映画「ペーパー・チェイス」のタイトル語源は、文字どおり、学位(JD)取得のための猛勉強であり、paperの価値の高さを表している(スコット・タロー／山室まりや訳『ハーバード・ロースクール—わが試練の1年—』(早川書房、1979年)も参照)。Paperという語が正反対の意味を持ち、特に意識しなくても場面によって意味が使い分けられていることは興味深い。

研究者の端くれとして、自己の研究の成果が人類の発展にとって価値があるものと信じて論文(paper)を執筆している。しかし、締切りを理由に妥協の産物としてひねり出したものも少なくない。税には強制力が伴うが、締切りという強制力を借りて仕上げたpaperが、客観的にどのように評価されるか、甚だ心許ない。これは筆者にとっての永遠の課題かもしれない。